

勝央町いじめ問題対策基本方針

平成 2 7 年 3 月

勝央町・勝央町教育委員会

目 次

はじめに	1
I いじめ問題への対策の方針	2
1 いじめの定義	2
2 いじめ問題に関する基本的な認識	2
3 いじめ問題への対策に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 家庭や地域との連携	3
(5) 関係機関との連携	3
II いじめ問題への対策の内容	5
1 いじめ問題への対策のために町が実施すべき内容	5
(1) 「勝央町いじめ問題対策連絡協議会」の設置	5
(2) 「勝央町いじめ問題対策専門委員会」の設置	5
(3) 町が実施すべき施策	5
2 いじめ問題への対策のために学校が実施すべき内容	7
(1) 「学校いじめ問題対策基本方針」の策定	7
(2) 「いじめ対策委員会」の設置	7
(3) 学校が実施すべき取組	7
3 重大事態への対処	9
(1) 重大事態の発生と調査	9
(2) 調査結果の提供及び報告	11
(3) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	11
III その他いじめ問題への対策に関する重要事項	12

はじめに

子ども達は、地域の宝であり、未来への希望でもあります。

勝央町では、子どもたちの健やかな成長を願い、地域、学校、家庭が一体となり、やさしく、たくましい子の育成を進めてきたところです。

一方で、いじめの兆候が見過ごされ、児童生徒の尊厳が傷つけられ、生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で報告されてきていることも事実です。

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じなくてはなりません。

そこで、勝央町は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「岡山県いじめ問題対策基本方針」（以下「岡山県基本方針」という。）を参酌しながら、「勝央町いじめ問題対策基本方針」（以下「勝央町基本方針」という。）を策定します。

この「勝央町基本方針」では、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない社会の実現を方針の柱としています。

勝央町立小・中学校においては、岡山県基本方針と、勝央町基本方針が求める「教育委員会の取組」等、県と町が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ問題対策基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

I いじめ問題への対策の方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめに該当すると判断した場合は、加害行為を行った児童生徒に対して、その悪質性を理解させ、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

2 いじめに関する基本的な認識

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ問題への対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わず行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ問題への対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ問題への対策は、いじめられた児童生徒の生命・心身を保持することが特に重要であるため、町、学校、家庭、地域住民その他の関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあっても、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。このため、学校は、いじめの未然防止の観点から、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める必要がある。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心

を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への取組の重要性についての認識を町民全体に広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることや、また、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。さらに、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、家庭、地域と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（４）家庭や地域との連携

いじめ問題を認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはＰＴＡや関係機関と協議することも必要である。

ＰＴＡの会合で取り上げたり、関係機関との協議を設定したりする場合は、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会が、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合に

は、関係機関（児童相談所、医療機関、地方法務局、警察等）との適切な連携が必要である。そのためには平素から学校や教育委員会が、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく必要がある。

Ⅱ いじめ問題への対策の内容

1 いじめ問題への対策のために町が実施すべき内容

町は、いじめ問題への対策を総合的に推進する。また、必要な措置を講じる。

(1) 「勝央町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

町は、法の趣旨を踏まえ、いじめ問題への対策に関係する機関等との連携を図るため、「勝央町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。連絡協議会は、学識経験者、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、PTA、主任児童委員、その他必要と認められる関係機関等の代表者により構成される。

(2) 「勝央町いじめ問題対策専門委員会」の設置

町教育委員会は、法の趣旨を踏まえ、町立小・中学校における個別のいじめ事案の調査や当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る等のために、付属機関として「勝央町いじめ問題対策専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

専門委員会には、学識経験者、弁護士、心理・福祉に関する専門家などの専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

設置する専門委員会は、次に示す機能を担うものとする。

ア 町におけるいじめ問題への対策を実効的に行うため、専門的な立場から審議を行う。

イ 町立小・中学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ウ 町立小・中学校におけるいじめの事案について、町教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に、この調査を行う。

エ 町教育委員会が、法第28条に規定する重大事態に係る調査を町立小・中学校の設置者として行う場合に、この調査を行う。

(3) 町が実施すべき施策

① いじめの防止

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 「いじめについて考える週間」を中心として、児童会・生徒会活動や学

級活動等において、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しない取組を実践するなど、自分たちで改善しようと努力する児童生徒の主体的な活動を、全ての学校で推進し、いじめを許さない強い心を育成する。

ウ いじめの未然防止の観点から、学校生活における個々の児童生徒の満足感、意欲及び学級集団の状態を教職員が客観的に把握するための心理検査を計画的に実施し、その結果を活用して主体的に参加できる学習活動や学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動を充実させる。

エ いじめ問題への対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図るため、関係機関と連携しながら資料等の配布や研修会への参加要請を行う。

オ ネット上のいじめを防止し、トラブルに未然に対処できるよう、学校における情報モラルに関する指導の徹底を図る。また、保護者がSNSに係る危険性やネット上のいじめについて認識を深めるため、保護者対象の研修会の実施など啓発活動の促進を図る。

② 早期発見

ア いじめを早期に発見するため、学校において児童生徒に対するアンケート調査や教育相談など定期的な調査等が行われるよう指導・助言を行う。

イ 関係機関との連携を図りながら、いじめに関する通報及び相談を受ける窓口の周知を積極的に行う。

ウ 児童生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを把握するため、県の「ネットパトロール事業」を活用し、早期にネット上のいじめに対処する。

③ いじめへの対処

ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめられた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

ウ いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生

徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

エ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるものなど、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

2 いじめ問題への対策のために学校が実施すべき内容

学校は、いじめ問題への対策のため、「学校いじめ問題対策基本方針」に基づき、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力した指導体制を確立し、教育委員会とも適切に連携を行い、学校の実情に応じた取組を推進する。

(1) 「学校いじめ問題対策基本方針」の策定

学校は、国及び岡山県、勝央町が定める基本方針を参考にして、どのようにいじめ問題への対策を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）として定める。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置

学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」等の名称により（組織の名称は学校の判断による。）、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。「いじめ対策委員会」は、この学校の複数の教職員に加え、心理や福祉などの外部の専門家等の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

(3) 学校が実施すべき取組

① いじめの防止

ア 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

イ いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

- ウ 道徳教育・人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切に
する指導等に努める。全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を
培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
- エ 児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合
い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達の段階に応じ
て、自己肯定感を高める。
- オ 児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、
児童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。
- カ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議す
る機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- キ PTA総会や保護者会等の場を活用したり、学校・学年だより等による
広報活動を積極的に行ったりして、いじめ問題に対する学校の基本方針や
保護者の責務、家庭教育の大切さ等を再確認し、保護者や地域の理解を得
る。
- ク 学校の基本方針による取組の状況について、いじめ対策委員会において
計画的かつ継続的な点検・評価を行い、次年度の取組の改善に生かす。

② 早期発見

- ア 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す
変化や危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。児童生徒のさ
さいな変化に気づいた場合、教職員は、速やかに短時間でも時間を確保し
て、常に情報の共有を図る。
- イ 児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や教育相談、生
活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。
- ウ 校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる
教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、教育委員会と連携し、
心理や福祉等、学校内外の専門家の活用を図る。
- エ 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

③ いじめへの対処

- ア 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でそ
の行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合
は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為
には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。その際、い
じめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すこと

なく、保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。

イ 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、学校における「いじめ対策委員会」に報告するなど、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

ウ いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、心のケアも行い、その児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう弾力的な措置も含めて環境の確保を図る。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめられた児童生徒に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。

エ いじめた児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などについても聞き、その背景にも目を向けながら、その児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。いじめが確認された場合、学校は「いじめは決して許さない。」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて外部の専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。また、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

オ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方からの聴取をもとに、必要な場合には、アンケート調査等を実施し、その結果から聴き取り対象者等を絞り込んだ上で、関係した児童生徒から事実関係の聴取を行う。

カ はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

ア 教育委員会又は学校は、次の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、同様の事態の発生の防止に資するため、その下に組織を設け、適切な方法により、この重大事態に係る事実関係を明確にす

るための調査を行う。

(ア) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(イ) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告する。

③ 調査の主体

ア 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

イ 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

ウ 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。

○学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合

○学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、個別の事案が広く明らかになることにより、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

⑤ いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その

際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめられた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果の報告は、学校から教育委員会へ、教育委員会から町長へ行う。

(3) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

重大事態の報告を受けた町長は、この報告に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

町長は、再調査を行う場合は、「勝央町いじめの重大事態に係る再調査委員会」を設ける等の方法で調査を行う。その構成員は、このいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で、専門的な知識及び経験を有する者とし、この調査の公平性・中立性を図る。

再調査についても、再調査の主体は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、この調査に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。また、町立小・中学校について再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告する。その際、個人のプライバシーに対しては、必要な配慮を確保する。

Ⅲ その他いじめ問題への対策に関する重要事項

町は、町の基本方針の策定から３年の経過を目途として、法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案して、町の基本方針の見直しを連絡協議会において検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、町は、町立小・中学校における学校の基本方針について、それぞれの策定状況を確認する。